

児童養護施設静岡ホーム事業計画

静岡ホームは、児童福祉法第 41 条に規定されている児童養護施設で、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を受け入れて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的としている。

入所している子どもの多くは虐待を受けた子どもであって、障害のある子どもが増加し、子どもの抱える問題が複雑・多様化しており、養護を必要とする子ども、愛着形成に課題のある子ども、細やかな発達支援が必要な子ども、自立支援を必要とする子どもに「あたりまえの生活」を通して、基本的な生活習慣の確立や情緒の安定を図り、適切な人間関係が築けるよう日々の生活の中から支援していく必要がある。

このため、子どもの養育に当たっては、子どもの経験してきた複雑な養育環境や生得的特性に十分配慮し、子どもの安全・安心を確保して、一人ひとりの子どもが身体的、精神的、社会的に成長できるよう支援し、人間的成長を総合的に推進していく。

また、子どもの最善の利益を念頭に、児童養護施設運営指針を基本として社会のニーズに的確に対応できるよう施設運営を図る。

1 施設概要

(1) 定員 71 人

- ・ 本体施設（中舎制5ユニット 定員 65 人）
- ・ 地域小規模児童養護施設「のぞみ」（定員6人）

(2) 職員 46 人

施設長	1	児童指導員・保育士	(5)27	個別対応職員	1
事務員	1	家庭支援専門相談員	2	里親支援専門相談員	1
栄養士	1	心理療法担当職員	2	職業指導員	1
調理員	(2)4	看護師	(1)1	特別指導員	(1)1
嘱託（内科医）	(1)1	学習指導員	(1)1	生活相談支援担当職員	1
*再雇用・非常勤・嘱託は（ ）で再掲				合計	(11)46

2 目標（目指す児童像・人間像）

- ・ 自分の存在を認め、自分のことを大切にできる子
- ・ 自分で決め、やり抜くことができる子
- ・ 互いに支え合い、つながりをもてる子
- ・ 他人のことを思いやり、大切にできる子

3 養育・支援の基本方針

- (1) 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解する。
- (2) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援する。
- (3) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障する。
- (4) 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障する。
- (5) 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援する。

4 重点事項

(1) 家庭的養育（新しい社会的養育ビジョン）の推進 ～中・長期計画の推進～

平成 28 年の改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。

また、児童福祉法の抜本的な改正を受けて、平成 29 年 8 月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

これまで、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を図ることにより、さらに専門性を高めていくことが期待されている。

静岡ホームが地域の社会的養育を支える専門的な拠点となるよう、社会的養育推進計画の数値目標等を盛り込んだ令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 10 年間の中長期計画に取り組んでいく。

< 中長期計画（ハード計画のみ記載） >

1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化

区分	本体施設	ケアニーズが高い 子どもの生活単位	分園型小規模 グループケア	地域小規模 児童養護施設	定員 (最大定員)
2019 年度 (令和元年度)	5グループ 75人(暫定69人)	—	—	1か所 6人	81人 (暫定75人)
2024 年度 (令和6年度)	3グループ 32人	—	3か所 18人	2か所 12人	62人
2029 年度 (令和11年度)	—	4ユニット 16人	3か所 18人	2か所 12人	46人

2 多機能化、機能転換

- (1) 一時保護等専用施設（定員 6 人）の整備
- (2) 児童家庭支援センターの設置

*計画期間中の見直しあり

ア 施設の小規模・地域分散化の推進

「できる限り良好な家庭的環境」を確保し、質の高い個別的なケアを推進するため、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの建築用地の取得及び建て貸し物件の賃貸借契約の締結に努める。

イ 親子関係の回復・維持支援

入所している子どもの家庭復帰に向けて月 2 回の面会・外出・外泊と夏・冬の一時帰省を実施しているが、家庭復帰に至らないケースや保護者との交流が全くないケースが増えている。

児童相談所と連携して、子ども・保護者・家庭への支援方針を明確にして、ペアレントトレーニング「コモンセンスペアレンティング」の実施や親子訓練室を活用した宿泊体験、心理的ケア等による家庭機能の回復や生活環境の調整を図り、早期の家庭復帰を支援していく。

ウ 里親委託の推進

里親委託ガイドライン（平成 29 年 3 月改正）では、里親委託が必要な子どもについて、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できず、施設に入所する場合で

あっても、「乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数か月以内には移行すべきであり、就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべきである。」として「家庭養護への移行を検討する」よう求めている。

静岡市里親家庭支援センターと連携して、保護者との交流がなく、家庭的な生活を体験する機会の少ない子どもを対象に里親宅へのショートルフランを実施するなどにより里親委託を推進する。

エ 里親の支援

里親家庭への訪問や電話・メール等による相談、里親支援機関である静岡市里親家庭支援センターとの連携、里親の認定前・更新実習の受入れ、未受託里親養育体験の実施などにより里親を支援する。

また、静岡市の特別養子縁組家庭の「ゆずり葉つむぎ会」が静岡ホームに事務局を置いて特別養子縁組の普及・促進・発展のために活動しているので、同会の活動及び特別養子縁組した子どもたちが安定した環境で育つよう支援していく。

(2) 職員の確保

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進していく上で、これらを担う人材の確保は不可欠である。

保育所の定員増などによる保育士需要の高まり、福祉専門職養成校の学生数の減などにより職員の確保が難しくなっているため、大学等への求人に加え、実習生の受入れと適切な実習指導、インターンシップの受入れ、求人サイトの活用などにより就職希望者の確保に努める。

(3) 職員の育成・定着

今後、施設での養育は、虐待等を受けたことにより家庭に対して否定的な情緒を抱えている子どもや、深刻な行動上の問題等のある子どもを抱え、それらの問題等の解決を目指した専門性の高い養育の実践が求められる。

施設が、高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進める上でも、職員の人材育成や確保が不可欠となる。職員のスキルアップを図り、専門性を高めるため、キャリアアップシステムにおける育成レベルごとのOJT、OFF-JTを取り入れた研修を実施し、人材を育成する。

また、専門家をスーパーバイザーとして配置して、相談・助言・指導を行えるスーパーバイザーを養成するとともに、ストレスを抱えた職員のバーンアウト（燃え尽き症候群）の防止や経験の少ない職員に対する対人援助に必要な知識・技術の指導、グループリーダーへの助言などにより、人材の育成、定着を図る。

職員研修計画

区分	施設内研修	施設外研修
養育支援	新規採用職員研修	キャリアパス初任者研修
	入職前研修 感染症研修	キャリアパス中堅職員研修
	性教育研修	キャリアパスリーダー研修
	コモンセンスペアレンティング研修	全国児童養護施設中堅職員研修
	ケアプログラム研修	関東ブロック児童養護施設職員研修会
	接遇・マナー・コミュニケーション研修	県養協新任職員研修
	コンプライアンス研修	県養協権利擁護推進研修会
	メンタルヘルス研修	県養協指保部会研修
	チームワーク・チーム力向上研修	児童養護施設職員指導者研修（子どもの虹）

区分	施設内研修	施設外研修
	ケース記録の書き方研修 看護研修（病気・怪我） 子どもの心の診察ネットワーク（こども病院巡回相談） OJT 〔 自己目標の設定・面談・指導 リーダーによる教育・指導 スーパーバイザーによるスーパーバイズ〕	児童養護施設心理担当職員研修（子どもの虹） SBI 子ども希望財団児童養護施設職員研修会 ファミリーソーシャルワーク研修 日本ソーシャルワーク実践研究学会 日本キリスト教社会事業同盟研修会 日本キリスト教児童福祉連盟研修会 全国児童養護問題研究会 小舎制養育研究会 精神疾患の理解 暴力防止研修 吉原林間学園宿泊研修 接遇・マナー・コミュニケーション研修 指導者のための接遇マナーと部下指導のポイント講座
食育	食育研修（食事と健康）	栄養講習会 食中毒予防研修 小児アレルギー研修
財務管理		経理応用講座 財務管理講座 会計実務専門講座 決算実務講座 社会保険講座 関東ブロック事務・運営管理者研修
管理運営		全国児童養護施設長研究協議会 関東ブロック児童養護施設研究協議会 関東ブロック事務・運営管理者研修 運営管理研修 人事・労務管理研修 安全運転管理者講習会

(4) 子どもへの適切な養育・支援のためのアセスメントとケアプラン（自立支援計画）

子どもの権利を保障し、適切な養育を行うためには、一人ひとりの子どもの心身の発達と健康の状態及びその置かれた環境を的確に把握・評価（アセスメント）し、ケアプランを立てる必要がある。

令和元年度に新たに策定した養育・支援と家庭復帰支援からなるプランは、「つながる力」「挑戦する勇気」「能力」「かけがえのない自分を認める力」の4項目を高める支援を軸に、医療面、心理面、ファミリーソーシャルワークなどを多角的にアセスメントし、具体的に支援する内容を設定しており、ケアプランに基づく養育により支援の質の向上を目指す。

また、ケアプランは、PDCA（計画策定、計画の実施、確認・事後評価、見直し）に基づき実施し、適切な養育と家庭支援によって早期の家庭復帰や、家庭復帰が困難な場合は親族・知人による養育、養子縁組などにつなげていく。

(5) 人権擁護と人権侵害の防止

子どもたちの人権を守り、子どもたちが安心して生活を営むことができるよう、「懲戒に係る権限の濫用禁止について（平成10年（1998年）2月18日）」及び児童福祉法第33条の10に係る「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の周知と「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」による自己点検、県養協権利擁護推進研修会への参加、投書箱「こどものこえ」の設置や、入所前の施設の見学と生活の説明、児童相談所による「権利ノート」の配布などにより人権擁護と人権侵害の防止に取り組む。

(6) 子どもの主体性を育む余暇活動

子どもたちの意向を踏まえた企画行事、サークル活動の実施や地域行事、招待・訪園行事への自主的な参加など、四季折々の行事やスポーツ・文化・芸術に触れる機会を通して、子どもたちが楽しみながら感性を磨き、情操を育み、社会性を育てる。

月	施設企画行事・地域行事等	月	招待・訪園行事
4	静岡まつり 創立記念（礼拝）	4	クラシックコンサート訪園 CSイースター
	入園・入学式	5	
	入学祝TDL外出		
5	県内施設児童文化奨励絵画展	6	静岡西 RC イベント招待
7~8	夏季特別行事（キャンプ・海水浴等）		CS 花の日、英和女学院「花の日」訪園
8	七夕まつり（井宮町）	7	安倍川花火大会招待
	県内施設夏季スポーツ交流会		すいか狩り招待
	健康診断 夏季一時外泊		CS 楽しいタベ
	交通安全教室（自転車マナー）		
10	運動会（安西学区）	8	映画祭招待
11	防災訓練（井宮町）	9	静岡巽 LC 国際交流夏祭り訪園
	県内施設オセロ大会		食肉組合夕食会訪園
12	クリスマス祝会・食事会	10	七五三着付撮影招待
	冬季一時外泊		中国料理夕食会訪園、 静岡 LC イベント招待
1	初詣 県内施設冬季スポーツ交流会	11	みかん狩り招待
1~2	冬季特別行事（雪滑り・スケート等）		CS こども祝福式
2	節分豆まき・餅つき（井宮町）		CS 収穫感謝祭、英和女学院「収穫感謝」訪園
3	ひなまつり	12	CS クリスマス祝会、英和女学院「クリスマス」訪園
	地域交流会（世代間交流）		もちつき訪園、常葉高校「クリスマス」訪園
	健康診断 卒園の会		イルミネーション鑑賞招待
毎月	誕生会	1	
	発育測定	2	静岡友の会招待
	保護者宅外泊・ショートルフラン	3	
	避難訓練（別記） 全体清掃	毎月	Jリーグサッカー観戦招待（年間）
年間	毎週：教会学校（日曜日） 毎月：夕拝 随時：サークル活動		

(7) 子どもの社会的自立の支援

ア 自活訓練

施設を退所後、自立生活を始めた子どもが経済的困窮や人間関係の悪化等の理由により、社会から孤立したケースは多い。また、ここ数年で大学等への進学を後押しする支援制度が整備されたことにより、進学希望者も増加している。このため、令和元年度に整備した自活訓練棟（親子訓練室）を利用し、就職自立や施設外において学生下宿生活を始める前に、調理体験、洗濯、掃除、金銭管理といった実践的な訓練を経験することにより、精神的不安を軽減し、実用可能な力を身に付けるさせる。

イ 生活支援

保護者等の支援がなく大学等への進学を希望する子どもについては、継続的な養育ができるよう保護期間を延長するとともに、20歳で措置解除される日から大学等を卒業するときまでの生活費を大学等修学支援事業等の補助金で支援する。

また、就職で巣立っていく子どもや進学していく子どもの安定した生活基盤をつくるた

め、県社協の児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金や（独法）日本学生支援機構の給付型奨学金を活用するとともに、静岡ホーム自立支援基金により必要な資金を援助し、自立を支援する。

ウ 相談支援

保護者の支援が得られない退所児童の中には、直面する諸問題を自身で解決することもできず、また、相談する者もなく、就労や生活の維持が困難となって経済的に困窮し、自立生活が破綻してしまうことがあるので、里親等委託や施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達で措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、22歳到達年度の末日まで必要な支援を実施し将来の自立に結び付ける。

5 施設の運営

(1) 施設運営の質の向上

児童養護施設は、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第45条の3及び平成23年（2011年）3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長通知により、自己評価の毎年の実施とともに、3年に1回以上の第三者評価の受審とその結果の公表・改善が義務付けられている。

前回の受審（平成29年度）から3年目であるので第三者の評価を受け、その結果を踏まえ、児童養護施設運営指針に掲げられている目指すべき状態に近づけられるよう問題点の改善に取り組み、施設運営の質の向上を図る。

(2) 会議・委員会等の開催

子ども一人ひとりの養育の向上と円滑な施設運営を図るため、各種会議や委員会を開催するとともに、関係機関との連絡会を開催する。

区分	名称	開催	内容
施設内	運営会議	毎月	施設の運営方針等重要事項の調整、課題の検討
	職員会議	毎月	施設運営に関する事項（運営・指導方針、行事予定、提案事項等）の調整・周知、外部研修の報告等
	グループ会議	毎月	児童の生活支援等グループ運営事項（運営計画・自立支援計画・児童処遇・行事等）の調整
	ケース検討会議	毎月	ケース検討・ケアプランの見直し
	サービス向上推進会議	毎月	第三者評価結果の改善
	性教育委員会	毎月	生・性に関する教育、性に関する相談、かえて新聞の発行
	食生活委員会	毎月	食を通じた健康・衛生・嗜好を知る機会の提供
	防災対策委員会 （防災会議）	毎月	消防計画の委員会審議事項の協議調整、防災訓練の実施
	苦情解決委員会	5月 随時	苦情への対応
	朝会	毎日	日々の連絡調整
	養保連絡会	奇数月	養護施設と保育所の連携業務の調整
関係機関	児童相談所との連絡会	年2回	ケアプラン（自立支援計画）の見直し、ケースの調整
	小中学校との連絡会	随時 （安西小 は毎月）	学校及び施設での生活の様子

(3) 関係機関との連携

ア 児童相談所との連携

子どもたちの養育は、児童相談所との連携のもとに行われなければ成果を生み出すことができない。子ども一人ひとりの家庭状況、発達課題の情報を共有し、児童相談所の児童福祉司、児童心理司による発達課題や心理状態に応じた面接の実施や定期連絡会の開催など連携を図る。

イ 学校との連携

学校との連携は極めて重要であるので、子どもの心身の発達、日常生活の状況、学習の習得状況、友人関係などを日常的に情報交換し、子どもへの理解を深め、対応していく。

6 施設体験・視察研修の受入

(1) 福祉専門職養成校実習生等の受入れ

県内外の大学、短期大学、専門学校の福祉専門職養成校に在籍する学生の施設実習を受け入れ、児童養護施設についての正しい理解と魅力を発信し、実習経験が就労に結びつくようにしていく。

また、児童福祉施設業務を体験し、知識を深めたいとする学生についても、児童のプライバシーの保護と安全に十分配慮しながら、事情の許す範囲で自主実習・インターンとして受け入れる。

福祉専門職養成校名	実習生数	時期
常葉大学・静岡英和学院大学・静岡福祉大学・静岡産業大学 浜松学院大学・聖隷クリストファー大学・静岡県立大学短期大学部 常葉大学短期大学部・東海大学短期大学部・静岡福祉医療専門学校 静岡こども福祉専門学校・東海こども専門学校・小田原短期大学 鎌倉女子大学	45人	令和2年5月 ～ 令和3年3月

(2) 福祉関係団体等の視察研修

県内外の社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、更生保護女性会など福祉関係団体等の視察研修を受け入れ、社会的養護についての理解を深め、地域活動の向上、市町の要保護児童対策の強化につなげる。

7 事故防止と安全対策

子どもの安全確保のため、建物・設備等の点検や安全確保に関する研修、災害の発生に備えた避難訓練、不審者侵入防止対策訓練などを実施する。

月	点検・検査	教育	訓練
4			漏電火災対応訓練
5	消防用設備点検 空調設備点検 空調フィルター清掃	消防設備取扱説明	地震対応訓練 不審者侵入防止対策訓練
6	ネズミ昆虫等防除		油火災発生訓練
7	貯水槽洗浄	自転車交通教室	土砂災害発生訓練
8			夜間地震発生避難訓練
9			防災の日・情報伝達訓練 東南海地震発生対応訓練
10	空調フィルター清掃		火災発生訓練

月	点検・検査	教育	訓練
11	消防用設備・建築設備・貯水槽点検	地震防災センター見学学習会	社会福祉施設防災の日・総合訓練
12	ネズミ昆虫等防除		地域防災の日・町内会との連携訓練
1			緊急地震速報対応訓練
2			夜間火災発生訓練
3			地震対応訓練
備考	防災設備・資機材点検：毎月 ネズミ昆虫等調査：毎月 電気保安管理：毎月 建築物定期調査：2年毎		避難・消火訓練：毎月 総合訓練：年1回